

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第58条の 3 第 2 項
処 分 の 概 要	過積載車両に係る通行の指示
原 権 者	警察官
法 令 の 定 め	警察官は、<u>前項</u>の規定による命令によっては車両に係る積載が過積載とならないようにすることができないと認められる場合において、当該車両に係る過積載の程度及び道路又は交通の状況を勘案して当該車両を警察官が指示した事項を遵守して運転させることに支障がないと認めるときは、当該車両の運転者に対し、第57条第 1 項の規定にかかわらず、車両の通行の区間及び経路、道路における危険を防止するためにとるべき必要な措置その他の事項であって警察官が指示したものを遵守して当該車両を運転し、及び当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な措置をとることを命ずることができる。この場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、通行指示書を交付しなければならない。 ※ <u>前項</u>（第58条の 3） 警察官は、過積載（車両に積載をする積載物の重量が第57条第 1 項の制限に係る重量（同条第 3 項の規定による許可に係る積載物については、当該許可に係る重量）を超える 場合における当該積載をいう。以下同じ。）をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係（048-832-0110）
備 考	